

令和2年度社会福祉法人羽咋市社会福祉協議会事業計画

1 基本理念

本会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域社会に暮らすすべての人が尊厳を持ち、自立した生活ができるように、次の理念を掲げて事業を推進する。

- (1) 誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進する。
- (2) 地域住民や団体を支援し、協力して、地域に密着した福祉活動を展開する。
- (3) 地域の福祉課題に対応する新たな福祉サービスの開発に努める。

2 基本方針

近年、少子高齢化の一層の進行や核家族化など世帯構造の変化などにより、福祉ニーズが増加する中で、支える世代の人口が減少し、家庭や地域における相互扶助機能の低下や連帯感の希薄化が指摘されています。

国では、医療・介護・子育て支援・障がい者支援等の制度を充実させていく中で、地域の福祉力のせい弱化が顕著になってきていることから、平成30年4月から施行された改正社会福祉法において、地域共生社会の実現に向け、地域福祉推進の理念が明記され、自治体における包括的な支援体制づくりに努めるとともに、地域福祉計画の策定を任意から努力義務とし、福祉の各分野における共通事項も定めた上位計画と位置づけました。

また、改正社会福祉法において、社会福祉法人はガバナンスの強化をはじめ、透明で自律的な事業運営や財務運営を行うとともに、社会に貢献する法人として、困難な福祉ニーズへの対応も求められています。

本会は、地域福祉の担い手である社会福祉協議会として、経営組織を強化するとともに、人材の確保とその責任体制を確立し、財源の確保や財務規律の強化を図りながら、行政や関係団体との連携を進め、より一層地域の福祉課題に対応した施策や地域における公益的な取り組みを行っていきます。

一方、災害の発生や感染症の拡大など、生活弱者が大きな被害を受ける事態が発生した際には、関係機関と連携し、常に迅速かつ適切に対応していきます。

3 重点目標

- (1) 本会の事業内容の理解と協力を広く求めるため、一般会費制度の定着化とともに共同募金推進活動を引き続き進める。
- (2) 地域福祉事業推進会を中心に、地域福祉活動の推進を図る。
- (3) ボランティア事業推進会を中心に、ボランティア事業の推進を図る。
- (4) 安心して在宅生活を送れるように、訪問看護や訪問介護など在宅サービスの充実を推進する。
- (5) 在宅支援事業、介護予防・地域支え合い事業の強化のため、事務局と在宅総合サービスステーションの連携を深める。
- (6) 生活困窮者の自立を促進するため、関係機関と連携して、生活福祉資

- 金の利用、相談、就労支援の充実を図る。
- (7) 放課後児童クラブなど児童福祉の推進を図る。
 - (8) 羽咋市老人福祉センターにおいて高齢者を中心とした健康や生きがいづくりに寄与できる事業を推進する。
 - (9) 本会の業務執行体制を強化するため、各種業務について過去の例にとらわれず創意と工夫を図っていく。
 - (10) 事業運営の透明性向上のため、ホームページを更新し幅広く情報を発信する。
 - (11) 情報管理の徹底と職員の待遇改善を推進する。

4 事業内容

(1) 会務、組織運営

- ①理事会、評議員会、監査会、評議員選任・解任委員会、各種委員会を必要に応じて開催する。
- ②各種研修会などへ積極的に参加し、役職員としての経営感覚を醸成するとともに資質向上を図る。
- ③石川県社会福祉協議会評議員会等へ出席し、県内の状況の把握に努める。
- ④各種会議や研修会に参加し、職員の能力の向上を図る。
- ⑤職員共済「ソウェルクラブ」に引き続き加入し、職員の福利厚生の実施を進める。
- ⑥本会独自の研修会を積極的に実施し、職員の資質向上を図る。
- ⑦事業の周知と理解を得て、会員の拡大と会費収入の確保を進める。
- ⑧衛生管理委員会を開催するとともに、産業医や衛生管理者と連携し、職員の健康管理を推進する。
- ⑨育児・介護休暇等を積極的に取得活用し、仕事と家庭を両立できる環境づくりを目指す。
- ⑩ホームページを更新し、幅広い層への情報発信を強化する。

(2) 在宅支援事業

地域で生活する在宅高齢者等の訪問や各種相談に応じるとともに、介護予防事業として次の事業を実施する。

- ①もしもし電話訪問を実施し、閉じこもり予防を図る。
- ②介護者交流サロンを通して、家族介護者の交流を支援する。
- ③高齢者紙おむつゴールド助成券の発行を充実し、高齢者福祉の充実を図る。
- ④健康福祉総合相談を開催し、健康から福祉・介護・メンタルヘルスマで幅広く対応する。
- ⑤男性介護者の支援とネットワークづくりを図る。

(3) 在宅総合サービスステーション事業

看護や介護を必要とする高齢者や障がい者の家庭に看護師や介護福祉

士等の派遣をはじめ、訪問入浴車を活用したサービスを行うとともに、安心して介護サービスが受けられるよう介護支援専門員による居宅サービス計画を作成する。

また、質の高いサービスを提供するため職員研修を実施し一年を通して、24時間体制で要望に応じたサービス提供を行う。

- ①障害者総合支援サービス
 - ア 障がい者への居宅介護および重度訪問介護の提供
 - イ 同行援護サービスの提供
 - ウ 障がい者への行動援護の提供
- ②地域生活支援事業
 - ア 移動支援サービスの提供
- ③高齢者等福祉サービス事業
 - ア 身体障がい者への訪問入浴サービスの提供
- ④介護保険事業
 - ア 要介護者への居宅サービス計画の作成・訪問介護・訪問看護・訪問入浴サービスの提供
 - イ 要支援者への訪問看護サービスの提供
 - ウ 要支援者への介護予防・生活支援サービスの提供
- ⑤医療保険事業
 - ア 訪問看護師による訪問看護サービスの提供
- ⑥実習生の受け入れ、サービス利用者のリフレッシュ事業（花見・紅葉狩り）の開催、おたよりの発行等
- ⑦地域福祉推進事業・ボランティア推進事業と連携し、介護予防サポーター養成講座、各年代に応じた福祉学習、地域サロン・老人クラブ等への出前講座、障がいの理解や健康・介護予防に特化した啓発活動を行う。

（４）地域福祉推進事業

地域福祉の一層の発展のため、地域住民や行政・関係団体等との連携を図りながら、次の事業を行う。

- ①羽咋市地域福祉事業推進会を開催する。
- ②羽咋市地域福祉事業推進会と羽咋市ボランティア事業推進会の全体会議を開催する。
- ③羽咋市地域福祉推進チームの活動支援を通じ、小地域福祉活動の充実を図る。
- ④「第63回羽咋市社会福祉大会」と「第28回はくい福祉まつり」を開催し、広く本会の存在を市民に発信する。
- ⑤福祉団体等の支援や福祉人材の育成に努め、市民及び関係団体への福祉情報の提供に努める。
- ⑥福祉サービス利用支援、在宅支援を図るため、在宅サービスや民生委員児童委員協議会との連携を図る。
(安心電池設置事業、配食会食サービス、生活福祉資金)
- ⑦電話や窓口での相談など、24時間体制で各種相談に応じる。
- ⑧地域福祉活動計画策定に向け準備を行う。
- ⑨ **新** フードバンク・ネットに加盟し、生活困窮者自立支援事業等に活用する。

新 5) 地域支え合い推進事業

地域住民が主役となり、地域のつながりが保たれ、一人ひとりが役割を持ち、いきいきと暮らせる社会を目指して、各種団体や関係者と協力し、地域の中に支えあい活動を進めていく。

- ① 生活支援コーディネーターを設置する。
- ② 助け合い活動を広めるため、地区生活支援懇談会を開催する。
- ③ 生活支援活動に関する知識を深めるため、生活支援研修会を開催する。
- ④ 各地区において生活支援協議体の設立を支援する。
- ⑤ 各地区における生活支援協議体の活動を支援する。
- ⑥ 地域における高齢者支援の担い手として介護予防サポーターを養成する。
- ⑦ 介護予防サポーターの登録、相談、あっせん業務を行う。

(6) 介護予防教室事業

高齢者が要支援・要介護状態になることを予防し、地域全体で高齢者を支えて行く。

- ① 市民が住み慣れた地域で暮らし続けるための一助となるよう「おとなの健康教室」「リズムダンス教室」「転ばぬ先の美しい姿勢作りと脳トレ教室」を老人福祉センターで開催する。
- 新 ② 認知症カフェ「つるかめ」を老人福祉センターで開催する。

(7) ボランティア推進事業

ボランティアの普及と発展のため、地域住民や行政との連携を図りながら次の事業を行う。

- ① 羽咋市ボランティア事業推進会を開催する。
- ② ボランティアセンター（災害ボランティアセンター含む）の運営管理に努める。
- ③ 災害時のボランティア活動を促進するため災害ボランティア養成講座を開催するとともに被災地での活動を支援する。
- ④ ボランティアの登録、相談、あっせんをはじめ、ボランティア養成事業の充実を図る。
- ⑤ 各種福祉学習を積極的に推進し新講師の発掘と内容の刷新に努める。
- ⑥ ボランティア団体の支援と連携調整に努める。

(8) 福祉バス運行事業

本会の会員である各種福祉団体や住民の社会参加を推進するため、団体ごとに会費（特別会費・賛助会費）の負担をお願いし、福祉バス運行事業を継続する。

(9) 広報普及活動の実施

地域住民への活動内容の周知や関係者の情報交換のため、次の事業を実施する。

- ① 広報紙を年3回発行するとともに、ホームページを充実し、アクセス件数の増加を図る。
- ② 地域サロンや各種団体へ積極的に出前講座を開催する。

(10) 福祉団体及びボランティア団体の支援

① 福祉団体の支援

羽咋市民生委員児童委員協議会、羽咋市老人クラブ連合会、羽咋市身体障害者福祉協議会、その他関係福祉団体の活動を支援する。

- ② ボランティア団体の支援
- ③ 地域福祉活動を行うボランティア団体を支援する。

(11) 生活福祉資金利用の促進事業

生活福祉資金の貸付と必要な援助指導をすることにより、自立し、安定した生活が送れるよう、低所得者世帯や障がい者世帯等を支援する。

- ① 生活福祉資金貸付相談と利用者の相談援助を実施する。
- ② 民生委員児童委員と連携を図りながら、事業の円滑な運営に努力する。
- ③ 離職によって住宅等に困窮している人のために、行政・ハローワークとの連携（セーフティネット制度）と生活困窮者自立相談支援事業に基づく支援を図る。

(12) 福祉サービス利用支援事業

判断能力が低下した認知症高齢者や障がい者などの日常の金銭管理等を支援する。

- ① 事業の周知を図るため、あらゆる機会を利用して、広報活動に努める。
- ② 新たに専門員を配置し事業を主体的に実施する。
- ③ 生活支援員の資質向上を図るため、研修会へ参加する。

(13) 生活困窮者自立相談支援事業

経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなる恐れのある人を対象に相談業務、就労支援、家計相談支援を行い自立の促進を図る。

- ① 相談支援員を配置し、関係機関との連携による生活困窮者の把握、連携、支援調整会議等を行う。

- 新 ② 家計相談支援事業として、一人ひとりの状況にあわせた支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行う。

(14) 子育て支援事業

育児開始時における育児負担の軽減を図ることにより、家庭において育児しやすい環境を整え、子育てを支援する。

- ①乳児紙おむつエンジェル助成券を発行する。
- ②親子サロンを運営するボランティアグループ「さくらんぼ」を支援する。
- ③育児不安の解消を図るため、関係機関と連絡調整を図り、育児相談を充実する。
- ④羽咋市縁結び支援事業を行う。

(15) 共同募金助成事業

赤い羽根募金及び歳末たすけあい募金の助成金を共同募金事業の主旨に基づき、各種事業や団体等に助成する。

- ①福祉団体やボランティア団体に助成する。
- ②地域サロン活動や配食サービス等見守り活動に助成する。
- ③福祉学習を行う保育所（園）、福祉協力校に助成する。
- ④「はくい福祉まつり」の開催をはじめ、福祉バス運行等福祉事業に助成する。
- ⑤子育て支援および在宅高齢者の支援に助成する。
- ⑥羽咋市共同募金会審査委員会を開催し「住んでいる町を良くするしくみ」として多くの団体や住民の参加を得て、地域全体で共同募金運動を積極的に推進する。

(16) 高齢者福祉による国際交流事業（平成19年度～）

- ①石川県立看護大学及び独立行政法人国際協力機構（JICA）と協働し、パラグアイ・ボリビア・ブラジル等の南アメリカ日系社会における高齢者福祉の資質向上ため、日系研修員を受入れる。
- ②地域・福祉施設の協力と本会の事業を活用しながら、研修内容の充実と交流を推進する。

(17) 外出支援サービス事業

- ①羽咋市に住所を有し、寝たきり、認知症または重度の身体障がい等のため単独での移動が困難な人、あるいは、一般の交通手段を利用することが困難な人の外出時の利便を図る。
- ②利用対象の判断マニュアルに基づき、利用対象者へ安全なサービスを提供する。
- ③1月1日を除いた毎日午前8時から午後6時まで、リフト付き2台とスロープ付き1台の福祉車両（友抱号Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ号）を運行する。

(18) 羽咋市放課後児童クラブ運営事業

仕事などで昼間保護者が家庭にいない児童を、放課後や学校の休業日に預かり、安全で安心して過ごせる「生活の場」として支援する。

平日は下校時から午後7時まで、土曜日・学校休業日は、午前8時か

ら午後7時まで預かる。

- ①羽咋小学校内に羽咋放課後児童クラブの運営を行う。
- ②邑知ふれあいセンター内に邑知放課後児童クラブの運営を行う。
- ③旧富永保育所に瑞穂放課後児童クラブの運営を行う。
- ④放課後児童クラブの地域交流を推進する。
- ⑤放課後児童クラブの指導員が、石川県知事が定める支援員資格を順次修得することができるよう研修参加等の配慮を行う。
- ⑥放課後児童クラブに1人以上の支援員を配置する。

(19) 羽咋市老人福祉センターの管理経営（平成18年度～）

老人福祉センター利用者の代表による協力委員会や運営委員会と連携しながら、事業内容の充実を図り、高齢者の生きがいと健康づくりに努める。引き続き、玄関ロビー等を市民や利用者の発表の場として活用する。また、高齢者に限らず目的別に各世代の利用を促進する。

- ① 社会福祉協議会が「介護予防教室事業」を実施し、職員による「健康福祉総合相談」から見える課題解決の一助に向けた通いの場になるように介護予防サポーターなど地域のボランティア活動者と連携しながら、内容の充実を図る。

- ② 利用者の要望に応え、利便性に配慮しながら「買物支援」を実施する。
- ③ 「通信カラオケ・生活総合機能改善機器」のソフトを活用とする。